

運営費交付金算定ルールの見直しについて(案)

平成15年11月26日

1. 基本的考え方

国立大学法人化における最重要課題である運営費交付金に関して、政府部内では厳しい財政状況を反映して度重なる折衝が行われているが、文部科学省では、

- (1) わが国の教育研究における重要な責務と貢献をなしてきた国立大学にとって、その財政的措置が、法人化後の将来においてもいささかも損なわれることがないよう、所要資金を最大限確保するようなスキームとなること
- (2) 各国立大学法人の自主性、自立性が確保されるとともに、各大学の自己努力が正当に各大学の財務に反映されるスキームとなること
- (3) 運営交付金が適切な透明性を有し、社会の十分な理解と支援が得られるようなスキームとなること

との基本的原則のもとに、運営費交付金を最大限確保すべく、関係当局との間で、鋭意、折衝を重ねているところである。これまで各国立大学の協力の下に行ってきた概算要求作業において用いられた運営費交付金算定ルールも、上記の基本的考え方に基づいてきたことは言うまでもない。

しかしながら、財政当局をはじめとする関係省庁との本格的な予算折衝の過程での議論、その他の事情変更要因を踏まえると、上記の基本的原則、とりわけ運営費交付金総額を最大限に確保する観点から、現行の運営費交付金算定ルールについて、予算技術上の理由をも加味した上で、一定の見直しを行うことが必要不可欠と考えている。見直しの基本点は以下の通りである。

- (1) 人件費・物件費の区分の廃止による予算総額の確保
- (2) 収支差補填方式から総額方式への移行による各大学の自主性・自立性の確保
- (3) 附属病院経費の機能別区分の導入による予算額とインセンティブの両者の確保
- (4) 新規事業や特殊要因に対応しうるような新規の事業費要求項目の新設
- (5) 用途別区分の廃止による予算上の弾力性の確保
- (6) 名称変更による誤解の回避

これらの見直しを行うことにより、運営費交付金総額を最大限に確保することがより確かなものとなり、また、各大学の財政基盤の自立性と柔軟性が適切に確保されるものとする。

見直しにかかる各項目の内容と考え方は以下の通りである。

2. 見直しの内容と考え方

(1) 人件費・物件費の区分の廃止

人件費の確保は運営費交付金算定ルールにおける最重要課題の一つである。このため、人件費を区分し、義務的経費としての性格付けを強調することによって人件費の減額を回避するという方法は一つの有力な考え方であった。しかし、人件費区分を設けることは、定員管理手法の導入を意味し、ひいては定員削減を招来する危険性が極めて高い。加えて、人件費は一般管理費的な性格を色濃く有するものと受け取られる。最近の先行法人の諸例に見られるように、一般管理費の予算削減は事業費の予算削減よりも格段に厳しいことは明らかであり、人件費を別掲し区分することは自らそうした削減強化の範疇に追い込み、予算の大幅な削減を誘発する危険性がないとは言えない。このような諸理由に鑑み、運営費交付金算定ルールとして人件費と物件費の区分を廃止し、事業費として一括計上することとする。これにより将来における予算規模の確保がより確かなものとなると考える。

(2) 収支差補填方式から総額方式への移行

収支差補填方式は大学の毎年の必要経費を確保する上での一つの有力な方法である。しかし他方では、各大学での自己収入の増加があっても運営費交付金の減額によって相殺され、大学の努力が生かされない欠点を有していたことは否定できない。加えて、定員管理手法を取らないとした場合には、収支差補填方式には十分な透明性が確保されているとは言い難いとの指摘がなされる。こうした課題を解決するためには、運営費交付金の算定と自己収入の増減とを切り離すことが不可欠である。このため、運営費交付金算定を毎年の収支差を補填する方式から平成15年度予算額を基礎とする総額方式へ移行することとする。これにより、将来における予算額の最大限の確保と各大学の自己努力が適切に収入に反映される仕組みの両立が可能となると考える。

(3) 附属病院経費の機能別区分の導入

附属病院での診療が教育研究と密接不可分の機能を有していることは言うまでもないが、附属病院における一般診療をはじめ、あらゆる機能を教育研究であると見なし、運営費交付金の対象とすることに大方の理解を得ることは必ずしも容易でないことも事実である。また、附属病院の折角の努力の結果、増収となったことが当該大学の運営費交付金を減額するという思わぬ結果を招く危険性がある。このため、附属病院経費に関しては、教育研究機能において十分な運営費交付金が確保され、同時に、一般診療部門においては各病院の努力が収入に適切に反映され、併せて、国が策定する施設整備計画に基づき行われ長期借入金の償還による収支差赤字の補填と新規再開発等により生ずる費用の予算をも確保す

ることを可能とするよう、現行の運営費交付金算定ルールを見直すことが不可欠である。このため、附属病院経費を「教育研究」と「一般診療」とに区分することとする。これにより、予算額の確保がより確かなものとなるとともに、附属病院における運営費交付金への透明性が高まり、病院収入の増加によっても教育研究に充当されるべき運営費交付金が影響を受けないよう措置することが可能となるものとする。

(4) 新規事業や特殊要因の要求

法人化後の大学は、事業面、組織面で今まで以上に活性化し、変化に対応することが求められる。こうしたことを可能とするためには、各大学内に配分される予算措置では限界があり、新規事業や特殊要因に対して弾力的に対応しうる予算要求項目が不可欠である。こうした項目は現行の運営費交付金算定ルールには明確にされていない。このため「特別教育研究経費」「特殊要因」の各項目を新たに運営費交付金算定ルールに追加することとする。

(5) 用途別区分の廃止

事業経費が「教育」、「研究」、「学生支援」などに概念的に区分されたとしても、実際には一体不可分の関係となっていることは明らかである。無理に形式的区分を設けることは予算の柔軟性を失わせ、手続きを煩瑣にするに他ならない。こうしたことを回避するために、現行の運営費交付金算定ルールの用途別区分を廃止することとする。なお、このことは予算額確保上、不都合を生じさせるものとならないと考える。

(6) 名称変更

関係者には「標準」は安定的交付金、「特定」は文部科学省の裁量的交付金と受け取る向きがある。これは予想されなかった誤解である。また、「特定」部分に附属病院経費が分類されていることから、特定部分が大きすぎるといった誤った印象を有する向きもある。このような誤解を払拭するために「学部教育等標準運営費交付金」「特定運営費交付金」「附属病院運営費交付金」に区分・名称を変更することとする。

3. 今後の対応

上記の見直しによる新たな運営費交付金算定ルールをもとに、文部科学省では国立大学法人への財政措置を将来にわたって最大限確保すべく、関係当局と折衝を行うこととする。また、今般の見直しが予算上の技術的内容を含むものであることから、より詳細については、各大学事務局を通じて周知することとする。